



多摩川河川敷バーベキュー適正利用計画



平成23年 1月

 川 崎 市

目 次

I.	バーベキュー利用の検証.....	1
1.	計画策定の趣旨	1
(1)	現状.....	1
(2)	これまでの対策.....	1
(3)	問題点の整理と課題点の抽出.....	2
(4)	課題解決に向けた社会実験の実施.....	3
2.	社会実験の実施	4
(1)	概要	4
3.	社会実験結果の検証	6
(1)	来場者数、収支.....	6
(2)	利用者アンケート	8
(3)	近隣住民アンケート.....	10
(4)	社会実験の検証結果.....	12
4.	河川敷でのバーベキュー利用の方向性	13
5.	バーベキュー利用可能区域の選定	15
(1)	川崎市多摩川プラン等における位置づけ	15
(2)	バーベキュー利用可能区域の選定.....	15
II.	バーベキュー利用対応方針.....	16
1.	バーベキュー利用可能区域の運営について	16
(1)	利用可能区域	16
(2)	利用時間	16
(3)	利用期間	17
(4)	利用料金	17
(5)	利用ルール.....	17
(6)	必要施設	18
(7)	安全管理.....	18
(8)	管理運営手法	18
(9)	駐車場について.....	19
2.	川崎市都市公園条例の改正.....	20
(1)	背景、経緯.....	20
(2)	改正の概要.....	20
(3)	改正の時期.....	20
III.	資料編.....	資 1
1.	来場者数調査.....	資 1
2.	アンケート調査	資 3

I. バーベキュー利用の検証

1. 計画策定の趣旨

(1) 現状

川崎市内の多摩川河川敷には野球場やサッカー場、マラソンコースなどの運動施設があり、多くの利用で賑わっています。また、市街地に近接した貴重な自然空間として、日常的な散歩や市民の憩いの場として親しまれています。

バーベキューについては、多摩区登戸小田急鉄道橋下周辺や高津区二子橋周辺、中原区丸子橋周辺で利用されています。

特に、高津区二子橋周辺の多摩川河川敷は、鉄道駅や幹線道路が近接しており、交通の便がよいことから、手軽に多摩川を訪れることが可能なため、バーベキューの利用者が多く訪れています。

近年は、インターネットの普及や各種の情報誌において、二子橋のバーベキューが紹介され、都心部における手軽なレジャーとして広く認知されるようになったことから利用者が増加し、平成8年頃からバーベキュー利用に伴うゴミの大量発生・不法投棄や夜間の花火等による騒音、周辺住宅地での排泄行為など、モラルの低下による迷惑行為が増加したため、国や鉄道事業者など施設管理者及び近隣住民の代表者を交え、バーベキュー対策会議を開催し、マナー啓発を中心とした対策を進めてきました。

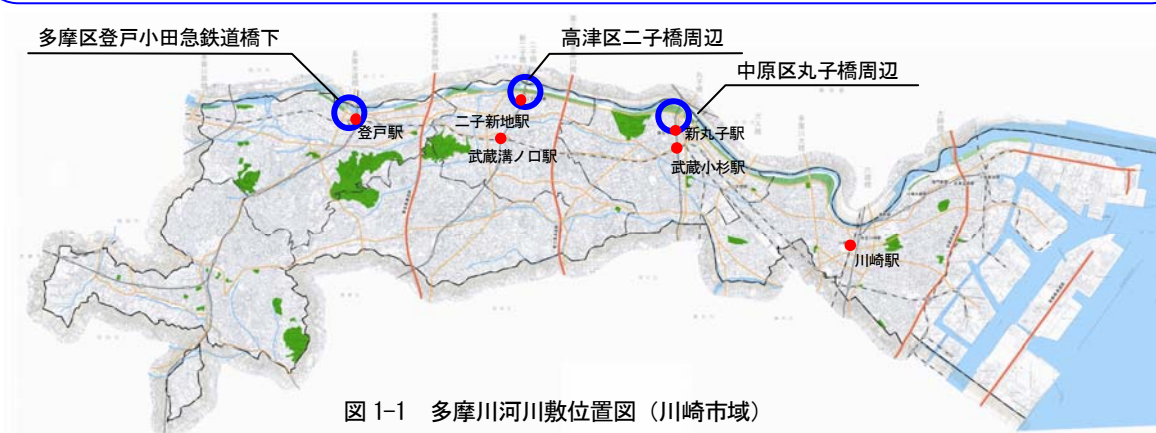


図 1-1 多摩川河川敷位置図（川崎市域）

(2) これまでの対策

川崎市では次の対策を実施してきましたが、問題の解決には及ばず、抜本的な解決が求められていました。

- ・ 市街地にゴミが投棄される状況を防ぐため、河川敷内にゴミの置き場を設置
- ・ 深夜の花火や大音量での音楽演奏などの迷惑行為について、利用者への啓発や警察との合同パトロール
- ・ チラシの配布やポスターの掲示
- ・ 連休中の人出に応じたトイレ汲み取り回数の増強
- ・ バーベキュー可能スペースの縮小（駐車場の拡大）

(3) 問題点の整理と課題点の抽出

■ 苦情要望の推移

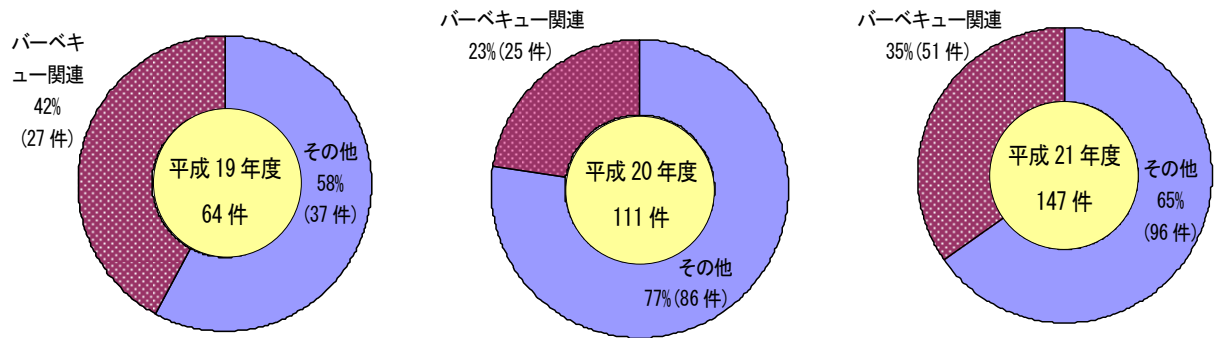


図 1-2 多摩川施策推進課に寄せられた苦情件数（多摩川管理事務所分を除く）

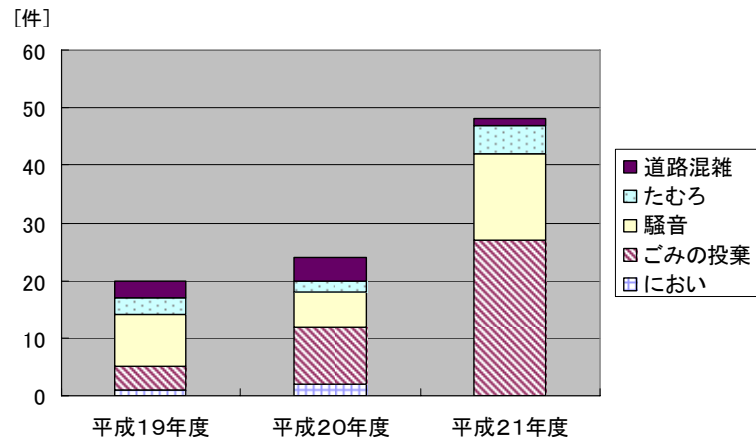


図 1-3 多摩川施策推進課に寄せられたバーベキューに関する苦情の内訳（多摩川管理事務所分を除く）

■ ゴミ処理の推移

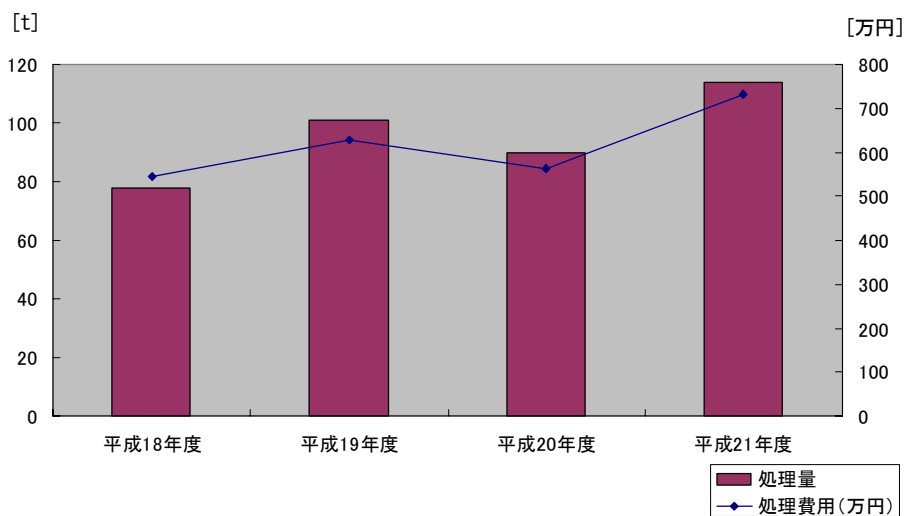


図 1-3 二子橋周辺多摩川河川敷のゴミ処理量と処理費用

これまでの苦情・要望などを踏まえるとバーベキュー利用に起因する問題点は以下のように整理できます。

問題点

- ・ 深夜の花火、音楽演奏等による騒音の発生
- ・ 排泄行為、駅前のたむろ、ゴミの投棄などの発生
- ・ 多摩川本流への入水に起因する水難事故の危険性
- ・ 駅及び周辺施設のトイレの使用による各管理者の負担増
- ・ バーベキュー利用により発生したゴミ処理費用についての市費負担増 など

また、これらの問題点を解決するための課題点を抽出すると次の2つが挙げられます。

迷惑行為の低減

元来、国の管理下にある河川敷部分は個人が利用する場合、治水等に影響のない範囲で「自由使用」とされているため、利用時間や利用ルール等の制限がありません。こうしたことから音楽演奏や花火等が日中から深夜かけて行われるなど、周辺への迷惑行為となっています。

市費負担の軽減

バーベキュー利用に伴い発生したゴミについては、持ち帰りを呼びかけていましたが、周辺のマンションやコンビニのゴミ集積所に捨てられる状況が発生しました。こうしたことから緊急避難的に河川敷内にゴミの置き場を設置し、市が処理しましたが、ゴミの処理費用は年々増えています。

(4) 課題解決に向けた社会実験の実施

上記の課題解決には、地元住民の皆さまの意向やバーベキュー利用者の実態を把握したうえで、対応を検討することが必要です。

しかし、河川敷を利用した施設の運営事例が少ないことや、有料化による利用者の増減や他への影響の有無などが不明であることから、ルールや受益者負担を設定した社会実験を行い、課題点を精査し、本格実施に向けた対応方針を策定することとしました。

2. 社会実験の実施

(1) 概要

今回の社会実験は、バーベキュー利用に関連する迷惑行為やゴミ処理が、ルール作りや受益者負担を実施することで、どのように変化するかを調査するとともに、本格的な対策に向けた人員体制や施設配置の検討を行うために実施したものです。

実 施 概 要

実施期間：平成22年9月1日～9月30日

実施区域：高津区二子橋周辺多摩川河川敷内

利用時間：6：00～18：00（入場は15：00まで）

料 金：ゴミ処理や清掃、警備に係る実費相当分として1人500円（小学生以上）を利用者から徴収

来場予測者数：約10,000人

実施体制：

- ・ 河川敷の包括占用許可制度を用いて、国の管理下にある河川敷を含めて占用
- ・ バーベキュー利用可能区域は河原部分を設定
- ・ 川崎市が公園緑地協会と協定を締結し、公園緑地協会がバーベキュー利用の運営を実施
- ・ 料金徴収や場内警備の係員を時間により増減しながら配置
平日は最大7人／日、土日祝日は14人／日
- ・ 係員の人件費やゴミ処理費用を約450万円と想定

利用ルール：

- ・ 花火の禁止
- ・ 音響機器の持ち込みの禁止
- ・ 多摩川への入水禁止
- ・ ゴミの分別及び場外への搬出禁止

受益者負担によらない市の対応：

- ・ 社会実験期間中は区域外や夜間の警備を行うため警備員を配置
平日は4人／日、土日祝日は6人／日、夜間は2人／日
- ・ トイレの設置や、利用者をバーベキュー利用可能区域に誘導するためのネット設置など

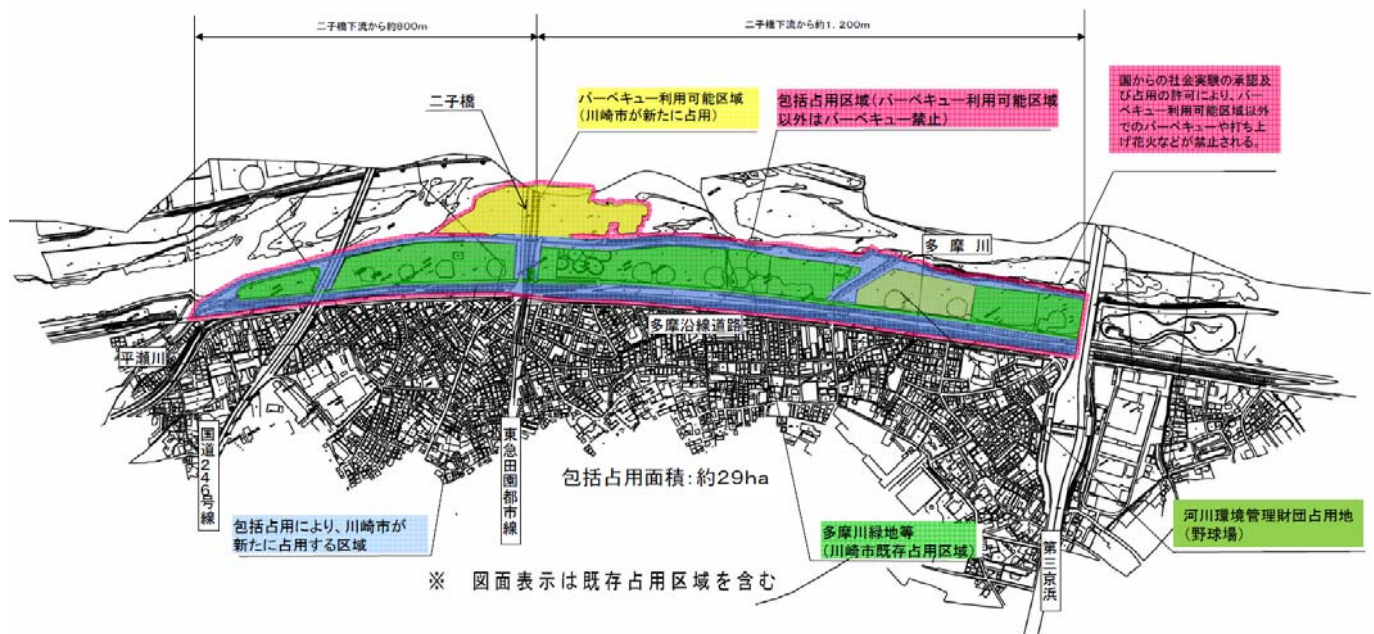


図 2-1 社会実験の実施区域

調査項目

- (1) 来場者数・収支
 - ・ 料金徴収による収支バランス、利用者数、必要な人員
- (2) 利用者アンケート
 - ・ 居住地・交通手段の調査
 - ・ 料金の妥当性や求める施設・サービスなどの意識調査
- (3) 近隣住民アンケート
 - ・ 社会実験の実施による近隣住民への迷惑行為状況調査

3. 社会実験結果の検証

(1) 来場者数、収支

社会実験期間中1ヶ月の来場者数は14,040人、収入は約690万円でした。また、支出は約585万円でした。

表 3-1 社会実験期間中の来場者数と運営人員

日	曜日	天候	来場者数	うち、 有料利用者数	運営人員
9月1日	水	晴	296	292	7
9月2日	木	晴	141	141	7
9月3日	金	晴	112	104	7
9月4日	土	晴	1,782	1,774	14
9月5日	日	晴	1,790	1,772	14
9月6日	月	晴	127	125	7
9月7日	火	晴	118	118	7
9月8日	水	雨	台風のため中止	0	3
9月9日	木	曇	75	75	7
9月10日	金	晴	181	180	7
9月11日	土	晴	1,284	1,277	14
9月12日	日	晴	1,603	1,587	14
9月13日	月	晴	182	182	7
9月14日	火	晴	136	135	7
9月15日	水	晴	78	73	7
9月16日	木	雨	大雨のため中止	0	3
9月17日	金	晴	45	45	7
9月18日	土	晴	1,232	1,204	15
9月19日	日	くもり	1,496	1,464	14
9月20日	月	くもり	1,244	1,208	14
9月21日	火	晴	48	48	7
9月22日	水	晴	39	39	7
9月23日	木	雨	14	14	6
9月24日	金	雨曇	大雨のため中止	0	7
9月25日	土	雨晴	672	654	14
9月26日	日	晴	1,315	1,294	14
9月27日	月	雨	大雨のため中止	0	3
9月28日	火	雨	大雨のため中止	0	3
9月29日	水	晴	30	30	7
9月30日	木	雨	大雨のため中止	0	8
月 計			14,040	13,835	258

収 支 状 況

<収入>

・ 料金 ひとり	500円（小学生以上）
・ 利用者数	14,040人（未就学児等を含む）
・ うち有料利用者数	13,835人（小学生以上）
計	約690万円

<支出>

・ ゴミ処理費用	約 50万円
・ 運営費（料金徴収、清掃、場内警備など）	約404万円
・ 備品類及び内部管理経費	約131万円
計	約585万円

その他、市の対応として、

仮設ネット設置やトイレ増設、河川敷草刈、夜間警備等の事業費 計約450万円



社会実験の様子

(2) 利用者アンケート

受益者負担の妥当性や必要なサービス・施設などについてバーベキューエリア利用者の意識調査を行いました。調査概要は以下の通りです。

- ・ 調査方法：バーベキュー来訪者へのアンケート形式
- ・ 調査日： 9月25日（土）・26日（日）・29日（水）
- ・ 調査時間：9時～16時
- ・ サンプル数：371（平日31、休日340）

① 利用者の居住地・交通手段

- ・ 川崎市の居住者が約30%
- ・ 隣接している横浜市や23区内の居住者が約47%
- ・ 来場者の交通手段は電車の利用が7割弱を占め、続いて車の利用が2割強

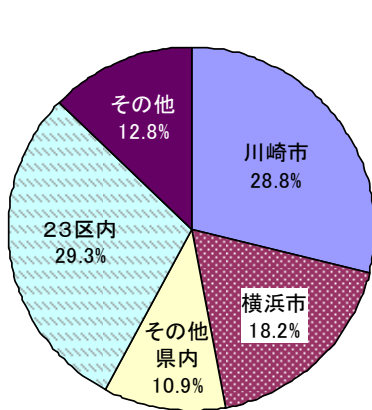


図 3-1 社会実験エリア利用者の居住地

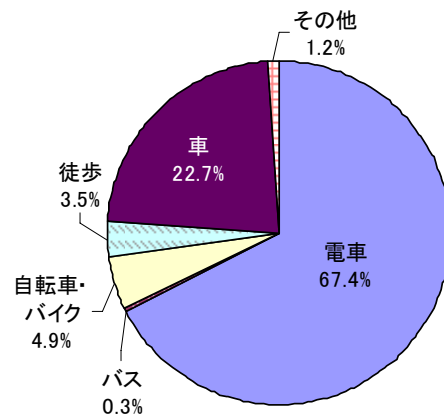


図 3-2 社会実験エリア利用者の交通手段

② 受益者負担として料金 500 円徴収の妥当性

- ・ 料金を徴収することについては約89%の利用者が理解を示す
- ・ 500円という金額を妥当とした利用者は約77%

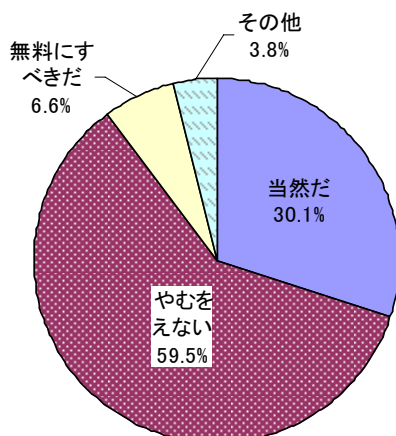


図 3-3 料金（500 円）を徴収していることについて

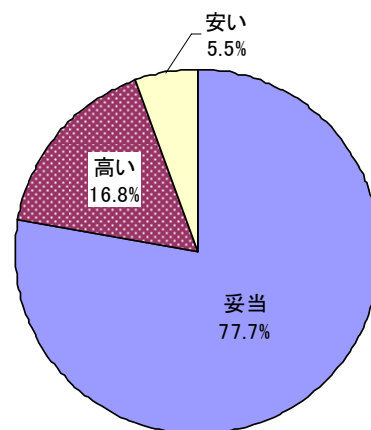


図 3-4 500 円という金額について

③ 有料化にあたって必要なサービス・施設

- ・ 必要なサービス・施設としてあげたのは清潔なトイレが一番多い
- ・ 次いで洗い場、3番目がゴミの処理の順

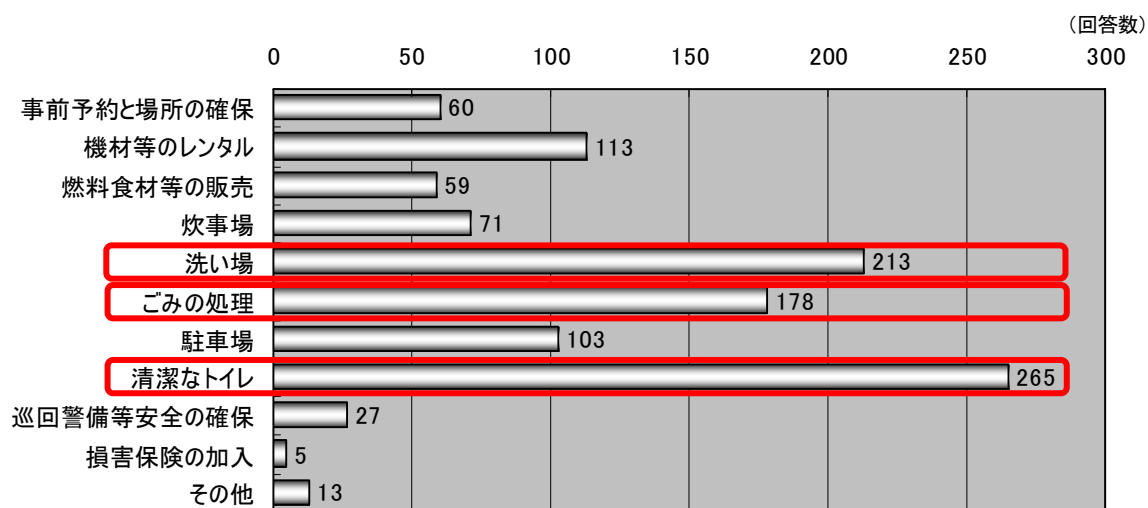


図 3-5 社会実験エリア利用者が必要だと思うサービス・施設（複数回答）



社会実験の様子

(3) 近隣住民アンケート

社会実験の実施による近隣住民への迷惑行為の状況変化を調査するため、アンケート調査を実施しました。アンケートの配布は社会実験前に調査を行った地区と同じであり、図 3-6 に示す 1～22 街区に該当する二子 1 丁目及び 2 丁目、諏訪 1 丁目、瀬田とした。



図 3-6 アンケート配布地区

- ・ 調査方法：直接配布（ポスティング）、郵送回収
- ・ 実施期間：9 月 24 日（金）～30 日（木）
- ・ 回収率：20.7%（配布数：1345 通、回収数：279 通）

有効性を検討する際には、平成 22 年 4 月に実施した近隣住民アンケートの調査結果も参考としました。

① 社会実験前後の迷惑行為の変化について

- ・ 「迷惑行為が改善された」との回答が全体の約 77%
- ・ 「悪化した」との回答は無し

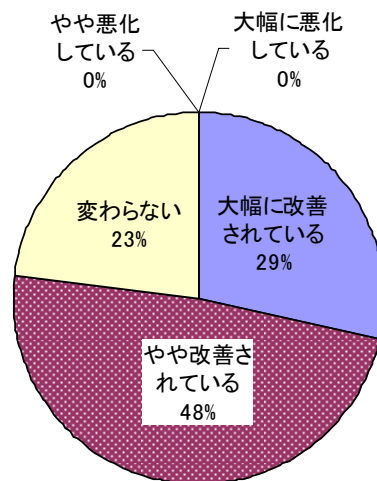


図 3-7 迷惑行為の変化

② 受けている迷惑行為

- ・ 社会実験前に比べ、ほとんどの迷惑行為が大幅に改善
- ・ 騒音、排泄行為、においてに関しては半減
- ・ 道路の混雑は依然として多い

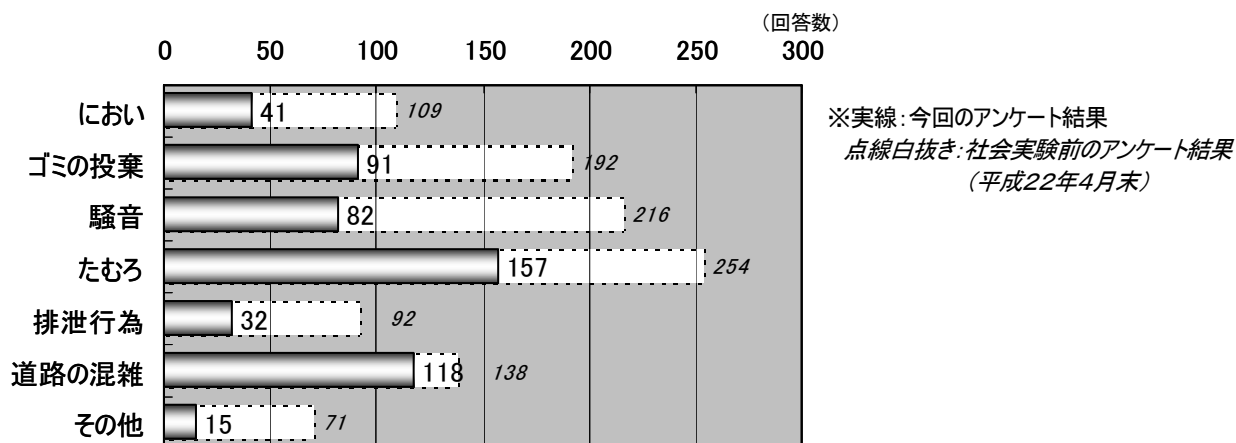


図 3-8 受けた迷惑行為の種類

③ 今後のバーベキュー利用について

- ・ 今後もバーベキュー利用を認めてもよいとの回答は約 67%
- ・ バーベキュー利用を認めてもよいと回答した人のうち、約 91%の人がバーベキュー利用者に必要な負担（料金など）を課すべきだと回答

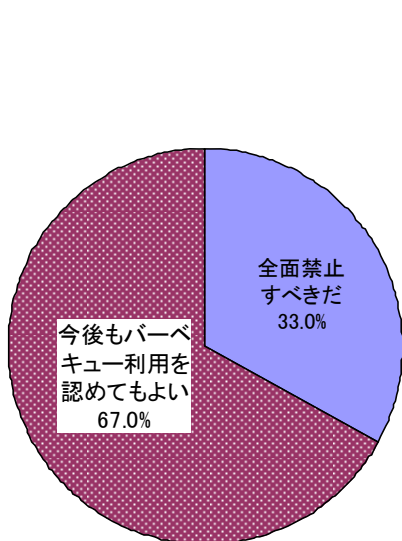


図 3-9 今後のバーベキュー利用について

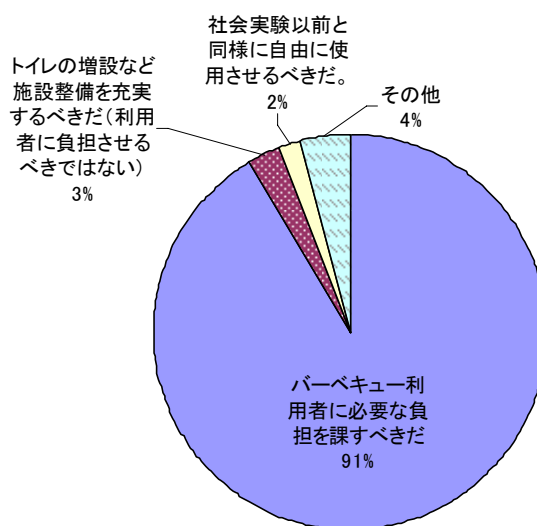


図 3-10 バーベキュー利用の考え方 (認めても良いと選択した場合のみ回答)

(4) 社会実験の検証結果

今回の社会実験では、利用時間や利用ルールを定め、受益者負担を実施したにもかかわらず、延べ14,040人の方が来場しました。また、その間大きな混乱やトラブルも発生しませんでした。

利用者へのアンケート調査では、必要な施設やサービスの改善を求める声がありますが、受益者負担については概ね理解をいただいた結果となっています。

近隣住民の方へのアンケート調査では、迷惑行為はほとんどの項目で大幅に改善されており、今後もバーベキュー利用を認めてもよいと回答していただいた方は67%に上っていますが、全面禁止を求める声も33%ありました。

社会実験で明らかとなったこと

- ・ 社会実験期間中1ヶ月の来場者数は14,040人、収入は約690万円でした。また、支出は約585万円であり、収支バランスをとることができました。
- ・ 料金徴収での混雑や利用者からのクレームなどがいくつかありましたが、大きな混乱は生じなかったことから、警備員の配置数については適切であったと考えられます。
- ・ 有料化やルール作りを行ったことにより、利用者数の減少を予想していましたが、実験期間中の来場者は例年と同程度でした。

利用者アンケートで明らかになったこと

- ・ 料金の徴収については、利用者はおおむね肯定的に捉えていました。
- ・ 居住地が川崎市外である利用者が約7割となっていました。
- ・ 来場手段は電車の利用が7割弱となっていました。
- ・ 有料化にあたり必要なサービス・施設として、トイレ、洗い場、ゴミの処理が上げられていました。

近隣住民アンケートで明らかになったこと

- ・ 社会実験前と比べるとほとんどの迷惑行為が大幅に改善されました。
- ・ 特に関心の高い夜間の花火や音楽演奏等による騒音については、利用時間の規制と利用時間内の警備・啓発活動の実施により改善されました。
- ・ 67%の回答者が一定の制限を定めた中での利用を容認していました。

社会実験で新たに発生した課題

- ・ バーベキュー利用者と、つりや散歩等バーベキュー利用以外の利用者とを明確に区別できる方法が求められています。
- ・ 近隣住民アンケートでは、33%の回答者が全面禁止を求めていることを踏まえ、さらなる迷惑行為の低減を目指し、あらゆる対応策に機動的に取り組むことが求められています。

4. 河川敷でのバーベキュー利用の方向性

多摩川河川敷におけるバーベキュー利用について、社会実験や住民アンケートの結果を踏まえ、「① 全面禁止」と、利用可能区域を定め「② 利用制限・有料化」の2つのパターンで比較するとともに、必要な措置などを検討し、利用の方向性を決めました。

	現状（自由使用）	① 全面禁止	② 利用制限・有料化
概要	国管理地は自由使用 管理 : 国 利用可能時間 : 制限なし（国管理地） 利用可能エリア : 設定なし 利用料金（収入）：無 利用ルール : 設定なし （河川の「自由使用」の範疇）	河川敷におけるバーベキューを全面禁止にします。 管理 : 川崎市 利用可能時間 : なし 利用可能エリア : なし 利用料金（収入）：無 利用ルール : バーベキュー禁止	一定の制限の中でのバーベキュー利用を可能とします。 管理 : 川崎市 利用可能時間 : 制限あり 利用可能エリア : 設定あり 利用料金（収入）：有 利用ルール : 設定有 例 音響機器持込禁止、花火禁止など
措置項目	・バーベキュー利用により発生するゴミの処理 ・巡回等によるマナーの啓発 ・ゴミ置き場やトイレの設置等迷惑行為軽減のための施設整備	・国から占用許可を取得し、川崎市が管理 ・管理条例の位置づけ ・周知徹底の為の常時巡回 ・河川のしゅんせつ等による河原部分利用の抑止	・国から占用許可を取得し、川崎市が管理 ・有料施設として管理条例の位置づけ ・利用エリア、利用時間の限定と利用ルールの設定 ・ゴミ処理やトイレの設置等迷惑行為軽減のための施設整備
費用負担	・収入源が存在しないため全て市費支出となります。	・収入源が存在しないため全て市費（河川改良については、国費等）となります。	・受益者負担の原則により、市費支出の軽減が図られます。
効果	・トイレやゴミ置場の設置により、いくつかの迷惑行為の低減は期待できます。	・バーベキューのにおいては無くなり、排泄行為などの迷惑行為は少なくなることが期待できます。	・利用ルールについて了解を得た利用者が料金を支払い、入場するので、利用の質が比較的保たれ、迷惑行為の低減が期待できます。 ・限られた受益者から適正な料金を徴収し、措置費用に充当することができます。
課題	・迷惑行為を抑止する根拠について、刑法等既存法令に従うしかなく迷惑行為の抜本的解決が困難です。 ・利用者の多くが他都市から来場しているため、市費を支出することについて市民の理解を得られません。	・禁止を徹底するための警備及び河原部分の利用を抑止するための維持管理費に相当の費用がかかります。 ・年間で約10万人もの利用者ニーズがありながら、それに応えないこととなります。 ・バーベキュー利用者が他の場所へ流れ、迷惑行為が拡散する恐れがあります。	・迷惑行為は低減されるが完全に消滅するわけではないので、引き続き低減に向けた対策が必要となります。

また、社会実験実施時の課題点である「迷惑行為の低減」「市の支出の軽減」を基準に2案を評価いたしました。

	現状（自由使用）	① 全面禁止	② 利用制限・有料化
評価	迷惑行為軽減が期待できず、措置に関する原資も市費のみ。	迷惑行為を完全に除去するためには市の負担として相当の時間・労力・費用が想定されます。さらに禁止にしたことで市外を含めた他の地域で類似行為が発生することが予測されることから、抜本的対策とはいえません。	利用ルールを明確化し、受益者負担とすることで、迷惑行為低減のための各種措置費用に充てることが可能であり、また迷惑行為もかなり低減できていることが社会実験からも検証されたことから、適当な手法といえます。

「① 全面禁止」は、バーベキュー利用によるおいなどの迷惑行為の低減が期待できますが、年間10万人近くいるバーベキュー利用者のニーズに応じておらず、利用者が他の地域に流れることで迷惑行為が広範囲に拡散してしまうことが考えられます。その場合、バーベキュー利用で多摩川へ訪れないように広報するだけでなく、バーベキュー利用で訪れた方を排除するために多摩川の全エリアで警備を実施する必要がありますが、そのような手法は現実的ではありません。

一方、バーベキュー利用が可能な地域を定め、「② 利用制限・有料化」した場合は、利用者のニーズに応えられるとともに、利用者から施設の維持管理費用等相当額を徴収することで市費負担の軽減を図ることができます。利用者アンケートの結果からも大部分が有料化に理解を示していることから、有料化を実施したとしても他の地域への拡散は少ないと考えます。迷惑行為は完全に消滅するわけではありませんが、利用制限としてルールを定めたことによる迷惑行為の低減は、社会実験の結果からも明らかとなっています。

こうしたことから、「② 利用制限・有料化」のパターンで今後実施に向けた検討を行うことが適当と考えます。また、バーベキューの利用可能区域を選定するためには、川崎市多摩川プラン等における位置づけなどを考慮して決定する必要があります。

- ・ 利用可能区域を定め、「② 利用制限・有料化」を図る手法を採用します。
- ・ バーベキューの利用可能区域は、多摩川プランにおける位置づけも考慮して選定します。
- ・ 選定された利用可能区域において、利用ルールや利用時間などを定めます。
- ・ 迷惑行為の低減に継続的に取り組みます。
- ・ 維持管理に必要な経費については受益者負担を原則とします。
- ・ バーベキュー利用に必要な施設を整備し、条例で位置づけます。

5. バーベキュー利用可能区域の選定

(1) 川崎市多摩川プラン等における位置づけ

「川崎市多摩川プラン」は、「川崎市新総合計画～川崎再生フロンティアプラン」の基本施策である「個性と魅力が輝くまちづくり」を実現するため、市民のこころのふるさとと呼べる多摩川を市民共有の財産と位置づけ、より豊かな河川空間の創出を目指すための計画として平成 19 年 3 月に策定しました。

「川崎市多摩川プラン」では重点的に施策を進めるエリアとして6つのエリアを位置づけており、そのエリアのうち、二子橋周辺エリアや等々力・丸子橋地区周辺エリアでは推進施策の一つとしてバーベキュー問題の解決を位置づけています。

また、現在策定中の「川崎再生フロンティアプラン 第3期実行計画」においても、二子橋地区周辺におけるバーベキュー対策を進めることを位置づけています。

(2) バーベキュー利用可能区域の選定

本市の多摩川におけるバーベキューについて適正な利用を図るにあたっては、近隣住民等への迷惑行為低減のために徹底的な場内管理が必要であるとともに、料金を徴収するが故、一定の提供水準の確保も必要ことから、管理能力の効率化・集中化を図るため、現時点ではバーベキュー利用可能区域を限定することが必要です。

その場合、迷惑行為の低減という喫緊の課題解決に向け、社会実験を含めた検証について、当該地域の住民代表を交えたバーベキュー対策会議で熟度が深められたことや、その実験の結果も一定の効果がみられたことから、高津区二子橋周辺の河原部分をバーベキュー利用可能区域と定めます。ただし、当然今後発生する課題には柔軟に対応するとともに、その他のバーベキュー利用されている地区についても今後利用状況やニーズ、地域の方々の御意見を踏まえて検討を進めていきます。

- ・ 迷惑行為への対策が急がれるとともに、社会実験の結果や第3期実行計画等での位置づけを踏まえ、バーベキュー利用が可能な地区は二子橋周辺のバーベキュー社会実験エリアとします。
- ・ バーベキュー利用可能区域については、社会実験と同様、国から占用許可を取得します。
- ・ その他の地区については、原則として禁止としますが、バーベキュー利用の状況や利用者のニーズ、地域の方々のご意見を踏まえて検討を進めていきます。

Ⅱ. バーベキュー利用対応方針

1. バーベキュー利用可能区域の運営について

(1) 利用可能区域

迷惑行為の低減という喫緊の課題解決に向け、社会実験の効果も一定の効果が見られたことから、高津区二子橋周辺の河原部分をバーベキュー利用可能区域とします。

- ・ バーベキュー利用可能区域は、高津区二子橋周辺の河原部分
- ・ 面積は約4ヘクタール



図 3-10 バーベキュー利用可能区域と利用禁止区域

(2) 利用時間

社会実験期間中は緑地内の野球場や駐車場の開場時間に合わせて、利用時間を6時から18時としていましたが、受付開始時間について、利用状況や寄せられた意見を総括すると下記のとおりでした。

- ・ 早朝にバーベキュー利用者が住宅街を移動するのは周辺の住民にとって迷惑となる。
- ・ 野球や広場利用者の意見として、バーベキュー利用の車が多くなると駐車場を利用できない。
- ・ 平日は6時に来場する利用者はほとんどなく、土日祝日も数人と少ない。

このため、バーベキュー利用者の来場時間が、野球場等利用者の来場時間や近隣住民の通勤時間帯と重なることを避けるなど、総合的に勘案し、受付開始時間を9時に設定いたします。

- ・ 受付開始時間は9時

一方、終了時間について、利用状況や寄せられた意見を総括すると下記のとおりでした。

- ・ 仕事帰りに利用をしたいので、終了時間や受付終了時間を遅く設定してほしい。
- ・ 駐車場や野球場の利用時間と合わせるべき。

終了時間や受付終了時間を遅く設定してほしいとの要望はありますが、夜間の迷惑行為の発生や周辺地域の生活時間帯、緑地内の施設の利用時間帯などを考えると、終了時間は他の施設と同じ時間とし、日没なども考慮することが妥当であると考えられます。

さらに、受付時間についても、迷惑行為低減に向け、利用者の方に終了時間までに退出していただくことを考えると、利用者が準備や片付け、バーベキューを楽しむ時間を含めて3時間程度は必要ではないかと考えられることから、受付終了時間は終了時刻の3時間前に設定します。

- ・ 終了時間は、4月～9月は午後6時まで（受付時間は午後3時まで）
- ・ 10月～3月は午後4時まで（受付時間は午後1時まで）

(3) 利用期間

バーベキューの利用実態としては、4月から10月までの間が非常に多くの人々が利用していることがゴミ処理の実績から明らかとなっていますが、11月から3月の間においても、わずかではありますが、利用実態があります。このため、バーベキューのシーズンを過ぎても利用者に費用を負担していただくことを前提に、利用期間は通年といたします。

- ・ 利用期間は年末年始を除く通年

(4) 利用料金

社会実験を踏まえて、運営人員とゴミ処理費用を受益者で負担することを勘案すると、現時点では社会実験時と同様の500円が妥当であると考えられます。

- ・ 利用料金は一人500円

(5) 利用ルール

社会実験時のルールとして、音響機器の持ち込み禁止や花火禁止を定めましたが、これらのルールを定めたことにより、音に関連する迷惑行為の低減効果が認められたため、本格実施においても迷惑行為の低減のために花火禁止や音響機器の持込禁止をルールとして位置づけるとともに、多摩川への入水禁止や直火でのバーベキュー禁止も社会実験時と同様に位置づけていきます。

また、つりや散歩などバーベキュー利用以外の利用者を明確に区別するため、例えば入り口を区分する、或いはリストバンドの使用（色を分ける）などを考えていかなければなりません。

- ・ 音響機器の持ち込み禁止
- ・ 花火の禁止
- ・ 多摩川への入水禁止
- ・ 直火でのバーベキュー禁止
- ・ 維持管理に必要な経費を利用者から徴収
- ・ バーベキュー利用以外の利用者の明確な区別化



利用ルールの案内例

(6) 必要施設

バーベキュー利用に伴う迷惑行為や環境負荷を高めてしまう行為として、周辺の住宅地での排泄行為や川でバーベキューの道具を洗う行為などがあります。社会実験ではトイレを増設しましたが、その効果が認められたため、本格実施においてもトイレを増設します。

しかしながら、バーベキュー利用は時期によっては来場者数が大幅に変わるため、施設の増減を柔軟に行えるように設備のレンタルを図り、固定増設による管理負担を抑えるとともに、利用者のニーズや屋外であることを考慮した施設となるように配慮していきます。

さらにゴミ置き場については、臭いの発生やゴミの飛散を抑止するため、さらなる改良が必要です。

また、川でバーベキュー道具を洗うことのないように洗い場を整備することや河原部分を安全に利用できるように階段やスロープの設置などを検討するほか、運営職員の休憩場所や備品類を保管するための管理小屋、通路部分とバーベキュー利用区域を明示するためのロープ柵、誘導ネットなどの設置が必要となります。

- ・ トイレの増設（設置数は柔軟に対応）
- ・ ゴミ置場の改良
- ・ 洗い場の整備
- ・ 河川敷へ下りるための階段やスロープの設置
- ・ 備品類の保管場所として、管理小屋の設置
- ・ ロープ柵や誘導ネットの設置

(7) 安全管理

河原部分をバーベキュー利用が可能な場所として位置づけ、施設の維持に必要な経費について利用者に負担していただくことにより、適切な利用が図られますが、同時に利用者の安全が確保されなければなりません。このため、社会実験における安全管理体制を基本として、さらなる安全確保に努める必要があります。

- ・ 国土交通省の気象レーダーの活用による降雨状況の監視
- ・ 京浜河川事務所の水位情報の活用
- ・ サイレンや情報表示板等の設置
- ・ 利用者への降雨情報等の提供
- ・ 入水の危険性についての周知・啓発

(8) 管理運営手法

バーベキュー場としての運営を考えた場合、利用者のニーズや地元からの要望について素早く応えるためには弾力的な運用が望ましいため、民間のノウハウを施設管理に導入し、幅広いサービスが提供できるように指定管理者制度を導入します。ただし、指定管理者制度の導入には一定の期間を要するため、その間は業務委託による施設管理を実施していきます。

- ・ 指定管理者制度の導入
- ・ 指定管理者制度の導入までの間は管理業務委託による運営

(9) 駐車場について

河川敷内の駐車場は、多摩川緑地を利用される方のための駐車場であるため、バーベキューの利用者の利便性だけを考えた運営はできません。

しかし、現状を見ますと時期によってはバーベキューの利用者が多く来場し、野球場や広場の利用者が使えないこともありました。

このため、駐車場については、橋梁下などを活用した駐車場の拡張を進めるとともに、駐車場の開場時間よりバーベキュー開場時間を遅らせるなど、ソフト対策も合わせて進めます。

- ・ 橋梁下などを活用した駐車場の更なる拡張
- ・ 受付開始時間に合わせた来場を求めるなど、利用者への啓発

2. 川崎市都市公園条例の改正

多摩川河川敷においてバーベキュー場を適正かつ円滑に運営・管理するため、バーベキュー利用可能区域を「都市公園」として位置づけ、川崎市都市公園条例の一部改正を行います。

(1) 背景、経緯

川崎市域の多摩川河川敷の多くは「都市計画緑地・多摩川緑地」として都市計画決定されており、本市が管理する野球場やサッカー場、広場は、川崎市都市公園条例において「都市公園」として位置づけております。

今回、バーベキュー利用可能区域として定める二子橋周辺の河原部分についても、多摩川緑地の都市計画区域内であることから、バーベキュー利用可能区域を「都市公園」と位置づけ、適正かつ円滑に運営・管理するため、川崎市都市公園条例を改正し、条例の中で利用時間や利用期間、使用料を規定するとともに、各種迷惑行為の規制を図ってまいります。

併せて、柔軟な管理運営が行えるように、指定管理者制度を導入する施設としての位置づけも行います。

(2) 改正の概要

- ① 野球場やサッカー場などの有料公園施設の中に、「バーベキュー場」を追加し、併せて供用期間、供用時間、休場日、使用料を規定します。
- ② バーベキュー場の柔軟な管理運営が行えるように、指定管理者制度を導入する施設としての位置づけを行います。

(3) 改正の時期

平成22年11月27日	パブリックコメントの実施
～平成22年12月26日	
平成23年3月（予定）	条例改正
平成23年4月1日（予定）	改正条例施行
平成24年4月1日（予定）	指定管理制度の導入

Ⅲ. 資料編

社会実験期間中に実施した、利用者数調査およびアンケート結果をまとめました。

1. 来場者数調査

(1) 社会実験エリア

社会実験期間中の来場者数と運営人員は、下表のとおりでした。

表 1-1-1 社会実験期間中の来場者数と運営人員

日	曜日	天候	来場者数	うち、 有料利用者数	運営人員
9月1日	水	晴	296	292	7
9月2日	木	晴	141	141	7
9月3日	金	晴	112	104	7
9月4日	土	晴	1,782	1,774	14
9月5日	日	晴	1,790	1,772	14
9月6日	月	晴	127	125	7
9月7日	火	晴	118	118	7
9月8日	水	雨	台風のため中止	0	3
9月9日	木	曇	75	75	7
9月10日	金	晴	181	180	7
9月11日	土	晴	1,284	1,277	14
9月12日	日	晴	1,603	1,587	14
9月13日	月	晴	182	182	7
9月14日	火	晴	136	135	7
9月15日	水	晴	78	73	7
9月16日	木	雨	大雨のため中止	0	3
9月17日	金	晴	45	45	7
9月18日	土	晴	1,232	1,204	15
9月19日	日	くもり	1,496	1,464	14
9月20日	月	くもり	1,244	1,208	14
9月21日	火	晴	48	48	7
9月22日	水	晴	39	39	7
9月23日	木	雨	14	14	6
9月24日	金	雨曇	大雨のため中止	0	7
9月25日	土	雨晴	672	654	14
9月26日	日	晴	1,315	1,294	14
9月27日	月	雨	大雨のため中止	0	3
9月28日	火	雨	大雨のため中止	0	3
9月29日	水	晴	30	30	7
9月30日	木	雨	大雨のため中止	0	8
月 計			14,040	13,835	258

【本文再掲】

(2) 他のバーベキュー利用地区

社会実験エリア周辺の多摩川河川敷およびバーベキュー場にて下記の通り調査を実施しました。

【調査概要】

調査地区：東扇島東公園（川崎市川崎区 以下、「東扇島東公園」）※有料施設
 川崎マリエン（中公園、川崎市川崎区 以下、「マリエン」）※有料施設
 ガス橋周辺多摩川右岸河川敷（川崎市中原区 以下、「ガス橋」）
 丸子橋周辺多摩川右岸河川敷（川崎市中原区 以下、「丸子橋」）
 多摩水道橋周辺多摩川右岸河川敷（川崎市多摩区 以下、「登戸」）
 多摩川丸子橋緑地（東京都大田区 以下、「沼部」）
 多摩川二子橋周辺（東京都世田谷区玉川1丁目周辺 以下「二子玉川」）
 多摩水道橋周辺多摩川左岸河川敷（東京都狛江市 以下「和泉多摩川」）

調査日：9月25日（土）・26日（日）

実施時間：9時～17時

表 1-2-1 調査日における利用者数

2010年9月25日（土）

時間	利用者数							
	東扇島東公園	マリエン	ガス橋	丸子橋	登戸	沼部	二子玉川	和泉多摩川
9:00	0	0	0	0	0	2	0	3
10:00	0	0	0	13	0	7	0	42
11:00	41	12	0	16	0	16	0	75
12:00	64	18	0	76	0	16	0	276
13:00	85	19	0	100	0	12	0	351
14:00	88	18	0	116	7	12	0	387
15:00	66	17	0	126	14	11	0	391
16:00	45	16	0	134	22	17	0	349
17:00	0	4	0	59	22	17	0	295

2010年9月26日（日）

時間	利用者数							
	東扇島東公園	マリエン	ガス橋	丸子橋	登戸	沼部	二子玉川	和泉多摩川
9:00	93	22	0	72	3	4	0	22
10:00	136	33	0	31	2	13	0	35
11:00	151	74	7	95	21	28	0	189
12:00	183	83	12	128	79	44	0	412
13:00	149	59	37	207	146	44	0	594
14:00	154	46	37	299	183	60	0	629
15:00	86	33	30	291	141	60	0	519
16:00	41	21	25	227	121	58	13	401
17:00	16	16	25	111	110	32	13	325

2. アンケート調査

(1) 利用者へのアンケート調査

社会実験エリア及び周辺8エリアにおいて、利用者へのアンケート調査を実施しました。

【調査概要】

① 社会実験エリア利用者へのアンケート

調査地区：高津区二子橋周辺多摩川河川敷（川崎市高津区 以下、「二子新地」）※有料

調査方法：バーベキュー来訪者へのアンケート形式

調査日：9月25日（土）・26日（日）・29日（水）

実施時間：9時～16時

サンプル数：371（平日31、休日340）

② 周辺8エリアへのアンケート

調査地区：東扇島東公園（川崎市川崎区 以下、「東扇島東公園」）※有料施設

川崎マリエン（中公園、川崎市川崎区 以下、「マリエン」）※有料施設

ガス橋周辺多摩川右岸河川敷（川崎市中原区 以下、「ガス橋」）

丸子橋周辺多摩川右岸河川敷（川崎市中原区 以下、「丸子橋」）

多摩水道橋周辺多摩川右岸河川敷（川崎市多摩区 以下、「登戸」）

多摩川丸子橋緑地（東京都大田区 以下、「沼部」）

多摩川二子橋周辺（東京都世田谷区玉川1丁目周辺 以下「二子玉川」）

多摩水道橋周辺多摩川左岸河川敷（東京都狛江市 以下「和泉多摩川」）

調査日：9月26日（日）

実施時間：9時～16時

サンプル数：522

① 居住地

表 2-1-1 エリア別による来場者の居住地

上段：件数、下段：パーセント

		居住地								
最寄駅		全体	川崎市	横浜市	その他県内	23区内	多摩地域	その他	不明	
	合計	893 100.0	285 32.1	127 14.3	67 7.5	283 31.9	26 2.9	100 11.3	5	
調査エリア	社会実験エリア (川崎市高津区)	田園都市線・大井町線 二子新地駅	371 100.0	106 28.8	67 18.2	40 10.9	108 29.3	0 0.0	47 12.8	3
	東扇島東公園 (川崎市川崎区)		82 100.0	35 43.2	21 25.9	1 1.2	20 24.7	1 1.2	3 3.7	1
	マリエン (川崎市川崎区)		102 100.0	50 49.0	16 15.7	4 3.9	28 27.5	0 0.0	4 3.9	0
	ガス橋 (川崎市中原区)	J R 南武線 平間駅	12 100.0	4 33.3	1 8.3	0 0.0	7 58.3	0 0.0	0 0.0	0
	新丸子 (川崎市中原区)	東急東横線・目黒線 新丸子駅	100 100.0	51 51.0	16 16.0	5 5.0	21 21.0	1 1.0	6 6.0	0
	登戸 (川崎市多摩区)	小田急線 登戸駅	83 100.0	27 32.5	3 3.6	16 19.3	22 26.5	0 0.0	15 18.1	0
	沼部 (東京都大田区)	東急多摩川線 沼部駅	36 100.0	2 5.6	0 0.0	0 0.0	31 86.1	3 8.3	0 0.0	0
	二子玉川 (東京都世田谷区)	田園都市線・大井町線 二子多摩川駅	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0
	和泉多摩川 (東京都狛江市)	小田急線 和泉多摩川駅	106 100.0	10 9.5	3 2.9	1 1.0	45 42.9	21 20.0	25 23.8	1

- ・社会実験エリアおよび登戸の利用者は川崎市の居住者と23区内の居住者が同等程度
- ・東扇島東公園、マリエン、新丸子、沼部、和泉多摩川では所在地の市（県）の住民が多く利用

② 交通手段

表 2-1-2 エリア別による交通手段

上段：件数、下段：パーセント

		全体	交通手段					
			電車	バス	自転車・バイク	徒歩	車	その他
合計		893	416	14	53	47	319	5
		100.0	46.6	1.6	5.9	5.3	35.7	0.6
調査エリア	二子新地	371	232	1	17	12	78	4
		100.0	67.4	0.3	4.9	3.5	22.7	1.2
	東扇島東公園	82	1	2	0	0	75	0
		100.0	1.3	2.6	0.0	0.0	96.2	0.0
	マリエン	102	3	10	4	0	84	0
		100.0	3.0	9.9	4.0	0.0	83.2	0.0
	ガス橋	12	0	0	7	0	5	0
		100.0	0.0	0.0	58.3	0.0	41.7	0.0
	新丸子	100	39	0	7	13	39	1
		100.0	39.4	0.0	7.1	13.1	39.4	1.0
調査エリア	登戸	83	49	1	7	12	9	0
		100.0	62.8	1.3	9.0	15.4	11.5	0.0
	沼部	36	7	0	9	6	13	0
		100.0	20.0	0.0	25.7	17.1	37.1	0.0
	二子玉川	1	0	0	0	0	1	0
		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	和泉多摩川	106	85	0	2	4	15	0
		100.0	80.2	0.0	1.9	3.8	14.2	0.0

- ・社会実験エリアの利用者は電車で来場している者が70%弱
- ・登戸・和泉多摩川の利用者は社会実験エリア同様、電車での来場者が一番多い
- ・東扇島東公園・マリエンの利用者は車が多く、8割を超える
- ・新丸子・沼部の利用者は、電車、車、あるいは自転車・バイクに分散

③ 社会実験エリアにおける利用者の居住地と交通手段

表 2-1-3 社会実験エリアにおける利用者の居住地と交通手段

		全体	交通手段					
			電車	バス	自転車・バイク	徒歩	車	その他
合計		371	232	1	17	12	78	4
		100.0	67.4	0.3	4.9	3.5	22.7	1.2
居住地	川崎市	106	60	0	9	9	22	0
		100.0	60.0	0.0	9.0	9.0	22.0	0.0
	横浜市	67	38	0	2	0	21	2
		100.0	60.3	0.0	3.2	0.0	33.3	3.2
	その他県内	40	26	0	0	1	11	0
		100.0	68.4	0.0	0.0	2.6	28.9	0.0
	23区内	108	72	0	6	1	15	2
居住地		100.0	75.0	0.0	6.3	1.0	15.6	2.1
	その他	47	34	1	0	1	9	0
		100.0	75.6	2.2	0.0	2.2	20.0	0.0
不明		3	2	0	0	0	0	0

- ・社会実験エリアでは、利用者の居住地に関わらず電車の利用者が一番多い
- ・川崎市民は6割の人が電車を利用
- ・横浜市、その他神奈川県在住者は3割前後が車で来場していたが、川崎市は2割程度に留まる

④ 社会実験エリア利用者の年代・職業・グループ構成

表 2-1-4 社会実験エリアにおける利用者の年代・職業・グループ構成

年代	n	%	職業	n	%	グループ構成	n	%
10代	20	5.4	勤め	274	75.9	家族・親戚	25	6.9
20代	195	53.1	自営	24	6.6	友人	228	62.6
30代	122	33.2	学生	38	10.5	同僚	97	26.6
40代	20	5.4	無職	14	3.9	サークル	38	10.4
50代	7	1.9	その他	11	3.0	その他	18	4.9
60代	2	0.5	不明	10		不明	7	
70代以上	1	0.3						
不明	4							

- ・社会実験エリア利用者は20代・30代が中心
- ・職業は、勤めの人が75.9%であり、学生はわずか10.5%
- ・グループ構成は、友人が62%、同僚が26.6%、サークルが10.4%

⑤ 料金500円徴収の妥当性（社会実験エリア）

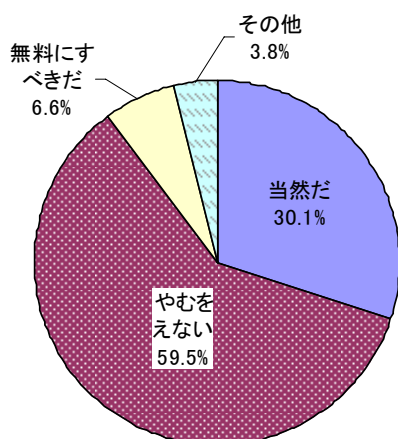


図 2-1-1 料金を徴収していることについて

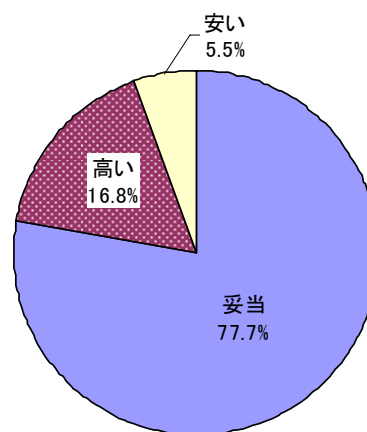


図 2-1-2 500円という金額について

- ・料金を徴収することについては社会実験エリア利用者の88%が理解を示す
- ・500円という金額を妥当とした社会実験エリア利用者は77%

【本文再掲】

⑥ 社会実験エリア利用者が望むサービス・施設と負担金額

表 2-1-5 社会実験エリア利用者における必要なサービス・施設と負担額

	全体	有料化に当たって必要なサービス・施設										
		事前予約と 場所の確保	機材等の レンタル	燃料食材等 の販売	炊事場	洗い場	ごみの処理	駐車場	清潔な トイレ	巡回警備等 安全の確保	損害保険の 加入	他
合計	371 100.0	60 16.9	113 31.9	59 16.7	71 20.1	213 60.2	178 50.3	103 29.1	265 74.9	27 7.6	5 1.4	13 3.5
選択した 内容がみた される場合 の妥当な負 担額	0円	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	1円～50円	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	51円～99円	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	100円	6 100.0	3 50.0	2 33.3	3 50.0	1 16.7	5 83.3	4 66.7	2 33.3	3 50.0	2 33.3	1 16.7
	101円～199円	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	200円～299円	15 100.0	2 13.3	5 33.3	2 13.3	3 20.0	7 46.7	8 53.3	8 53.3	9 60.0	4 26.7	1 6.7
	300円～499円	44 100.0	6 13.6	11 25.0	3 6.8	7 15.9	24 54.5	20 45.5	13 29.5	33 75.0	5 11.4	0 0.0
	500円	189 100.0	25 13.2	45 23.8	31 16.4	33 17.5	110 58.2	91 48.1	41 21.7	137 72.5	7 3.7	1 0.5
	501円～999円	27 100.0	5 18.5	8 29.6	2 7.4	7 25.9	20 74.1	15 55.6	6 22.2	19 70.4	1 3.7	0 0.0
	1000円	49 100.0	8 16.3	21 42.9	8 16.3	9 18.4	29 59.2	23 46.9	21 42.9	35 71.4	6 12.2	0 0.0
	1000円以上	19 100.0	7 36.8	14 73.7	5 26.3	4 21.1	10 52.6	9 47.4	7 36.8	13 68.4	0 0.0	0 0.0
不明	21	4	7	5	7	7	8	5	16	2	2	2

「有料化に当たって必要なサービス・施設」は複数回答有り

- ・社会実験利用者が、有料化に当たって必要なサービス・施設としてあげたのは清潔なトイレが一番多い
- ・必要なサービスを満たす金額としては今回の社会実験同様 500 円が最も多く、続いて 500 円前後が挙げられている
- ・清潔なトイレは料金の額に関わらず多くの利用者が望んでいる
- ・妥当な負担額を 500 円と回答した人のうち、約 72%の人が清潔なトイレを、また約 58%の人が洗い場を望んでいる

⑦ 社会実験エリア利用者が望むサービス・施設と利用者の交通手段

表 2-1-6 社会実験エリア利用者の交通手段と必要なサービス・施設

		全体	有料化に当たって必要なサービス・施設										
			事前予約と場所の確保	機材等のレンタル	燃料食材等の販売	炊事場	洗い場	ごみの処理	駐車場	清潔なトイレ	巡回警備等安全の確保	損害保険の加入	他
合計		371 100.0	60 16.9	113 31.9	59 16.7	71 20.1	213 60.2	178 50.3	103 29.1	265 74.9	27 7.6	5 1.4	13 3.7
交通手段	電車	232 100.0	39 16.8	83 35.8	40 17.2	46 19.8	139 59.9	119 51.3	55 23.7	177 76.3	17 7.3	3 1.3	5 2.2
	バス	1 100.0	0 0.0	1 100.0	1 100.0	0 0.0	1 100.0	1 100.0	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	自転車・バイク	17 100.0	3 17.6	8 47.1	4 23.5	5 29.4	10 58.8	9 52.9	6 35.3	12 70.6	2 11.8	1 5.9	1 5.9
	徒歩	12 100.0	2 16.7	3 25.0	0 0.0	2 16.7	7 58.3	5 41.7	2 16.7	9 75.0	1 8.3	0 0.0	3 25.0
	車	78 100.0	11 14.1	13 16.7	11 14.1	14 17.9	38 48.7	28 35.9	28 35.9	45 57.7	4 5.1	1 1.3	3 3.8
	その他	4 100.0	0 0.0	1 25.0	0 0.0	1 25.0	1 25.0	3 75.0	2 50.0	3 75.0	2 50.0	0 0.0	0 0.0
	不明	27	5	4	3	3	17	13	9	18	1	0	

※ 「有料化に当たって必要なサービス・施設」は複数回答有り

※ 着色部分は、回答数の多いサービス・施設

- ・前出の結果同様、洗い場、清潔なトイレは交通手段に関わらず、多くの利用者に望まれる
- ・駐車場を要望する声は全体の 30%程度
- ・車で来訪した利用者のうち、駐車場を要望する声は約 36%
- ・電車で来訪した利用者は荷物になる機材のレンタルを多く望んでいる

(2) 近隣住民アンケート

社会実験エリア周辺にお住まいの方々に御協力いただき、アンケート調査を実施しました。

【調査概要】

調査地区 : 社会実験エリア周辺の地域
(高津区二子1丁目、2丁目、諏訪1丁目、瀬田の一部)

調査方法 : 直接配布(ポスティング)、郵送回収

調査日 : 9月24日(金)～30日(木)

回収率 : 20.7%(配布数1,345通、回収数279通)



図 2-2-1 アンケート配布地区

① 回答者の年齢および居住エリア

表 2-2-1 回答者の居住地と回収枚数の関係

1街区	2街区	3街区	4街区	5街区	6街区	7街区	8街区	9街区	10街区	11街区	
20	19	32	10	18	11	5	11	14	11	4	
12街区	13街区	14街区	15街区	16街区	17街区	18街区	19街区	20街区	21街区	22街区	不明
3	12	8	4	8	5	7	8	13	5	7	44

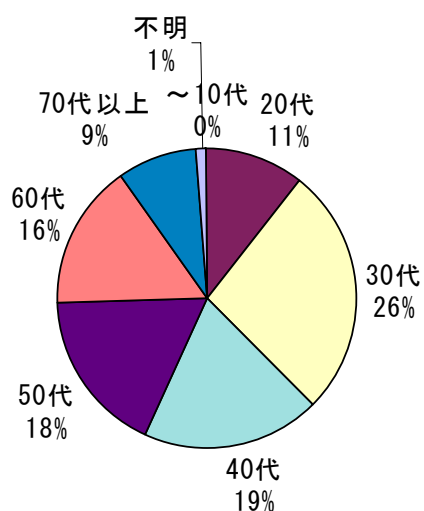


図 2-2-2 回答者の年代

- ・ 二子新地駅西側に位置する1～5街区居住者の回答が全体の約1/3を占める
- ・ 回答者の年代は、20～30代が全体の37%を占める

② 社会実験前後の迷惑行為の変化

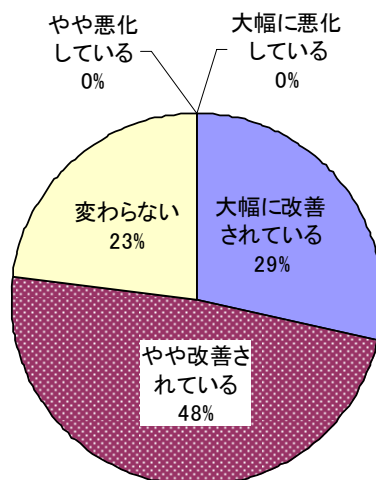


図 2-2-3 迷惑行為の変化

- ・「迷惑行為が改善された」との回答が全体の約 77%
- ・「悪化した」との回答は無し

【本文再掲】

③ 受けている迷惑行為

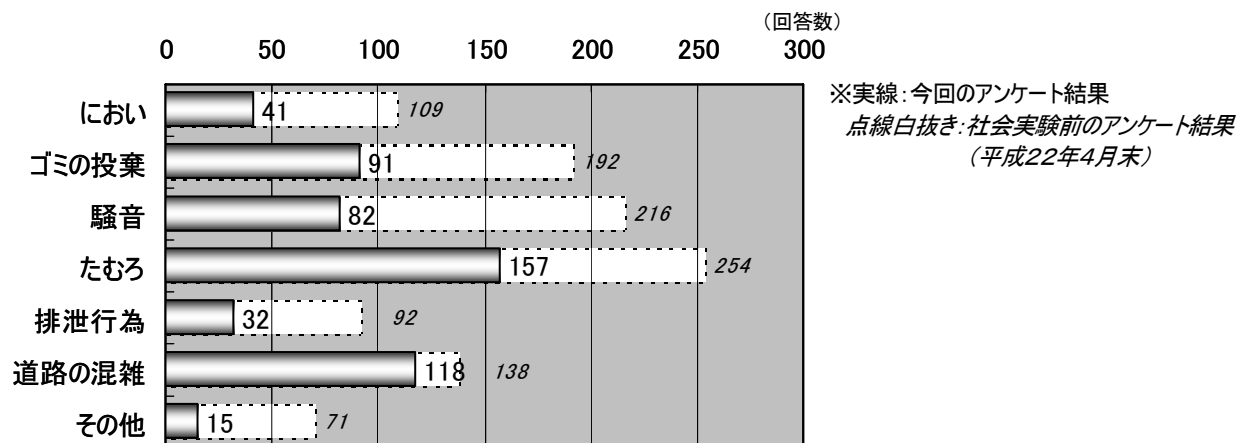


図 2-2-4 回答者の年代

- ・社会実験前に比べ、ほとんどの迷惑行為が大幅に改善
- ・騒音、排泄行為、においに関しては半減
- ・道路の混雑は依然として高い数値を示す

【本文再掲】

④ 迷惑行為の開始時刻と終了時刻

次ページの図 2-2-5 は迷惑行為の種類別に開始時刻、終了時刻を比較したものである。迷惑行為該当件数に対する該当時間の割合をパーセンテージで示している。

- ・ においの開始時刻は、ピークとなる時間が前回調査 10 時であったが、社会実験時には 2 時間遅れた 12 時となっている。また、終了時刻に関しても 2 時間早まった 18 時となっている。
- ・ ごみの投棄は開始時刻が 2 時間程度早まったもの、終了時刻に関する大きな変化は見られなかった。
- ・ 騒音については、時間に関する著しい変化はみられない
- ・ たむろは開始時間が 3 時間遅くなり、終了時刻も前回調査よりも随分縮小が図れた
- ・ 排泄行為は利用時間中における迷惑開始・終了が大変少ない割合を示している
- ・ 道路は大きな改善が見られない

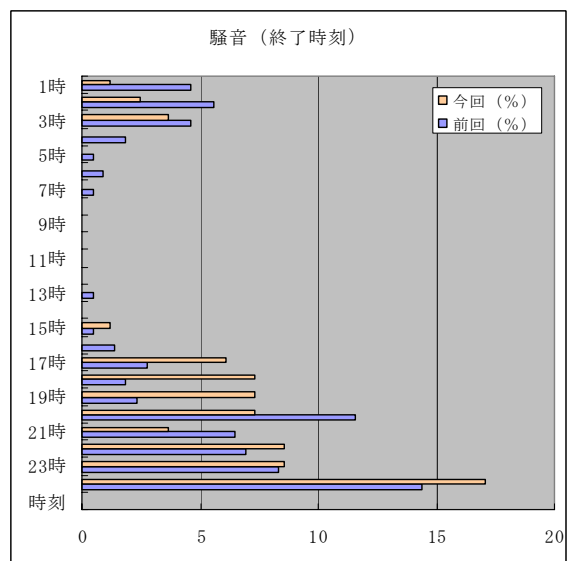
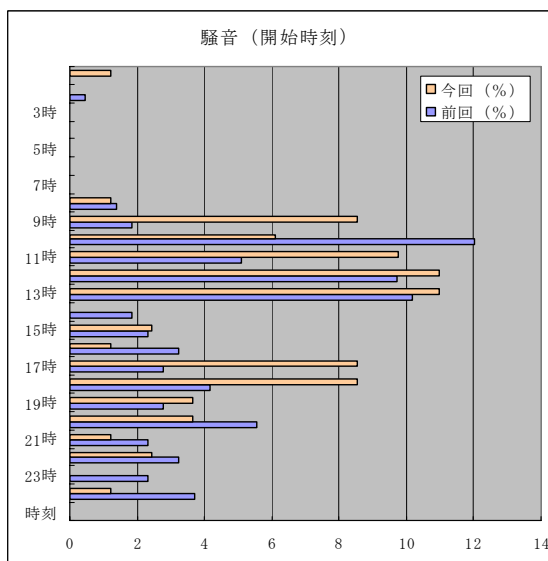
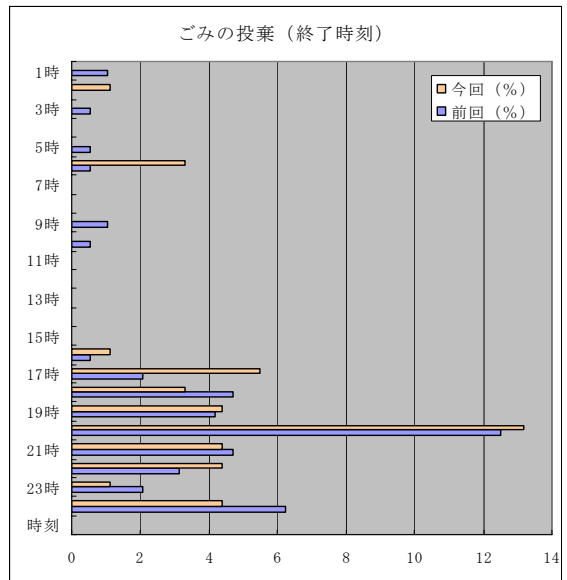
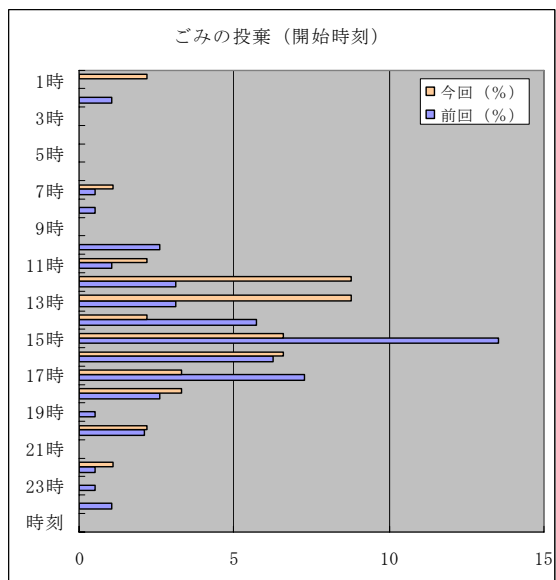
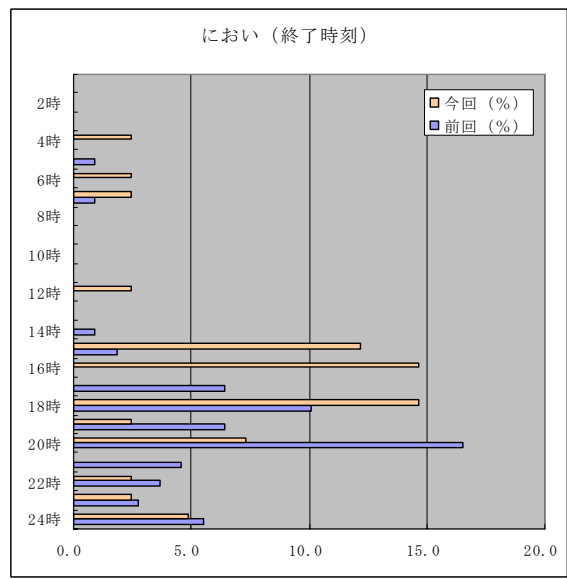
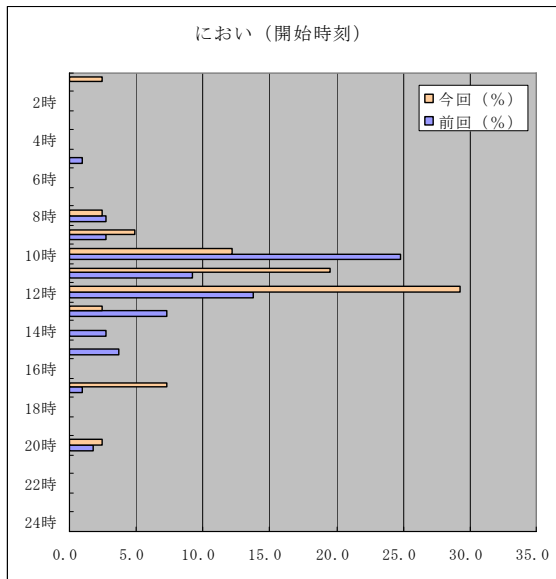


図 2-2-5 迷惑行為の開始時刻と終了時刻（1）

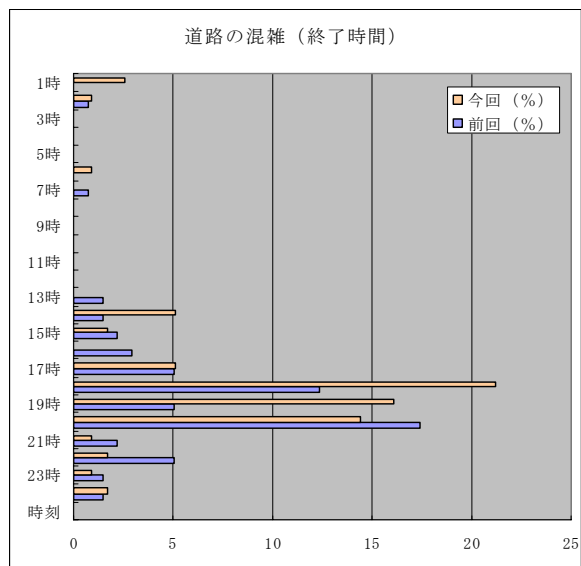
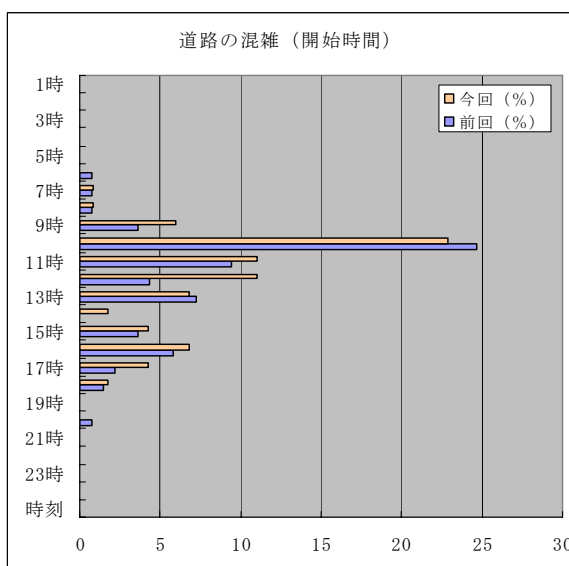
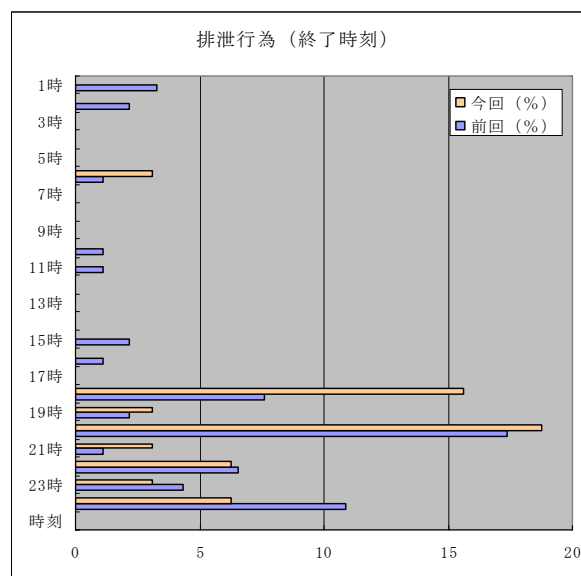
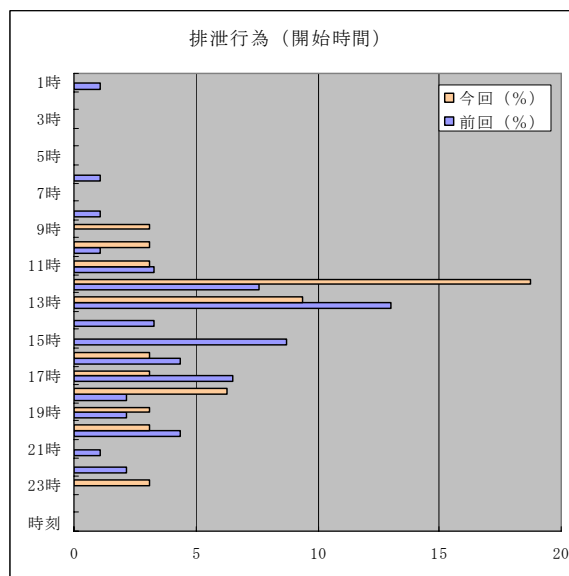
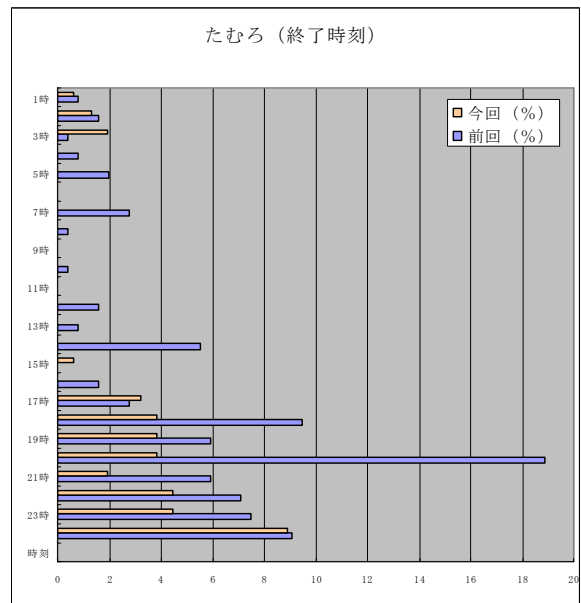
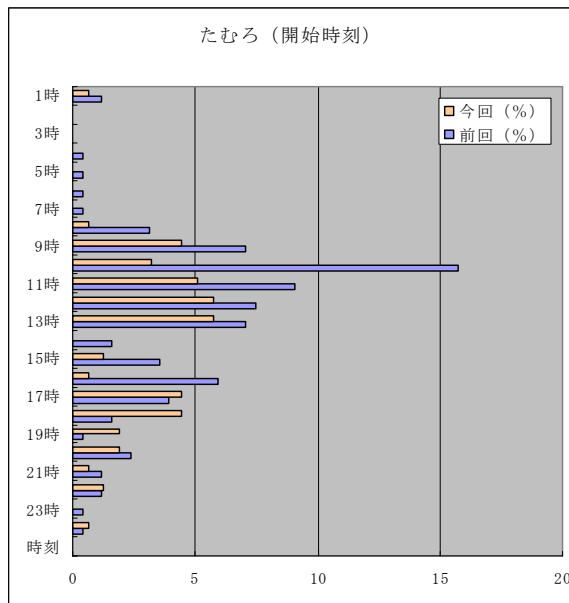


図 2-2-5 迷惑行為の開始時刻と終了時刻（2）

⑤ 迷惑行為の種類別による、迷惑行為を受けている時間

図 2-2-6 および表 2-2-2 は迷惑行為の種類と受けている場所の関係を示したものである。

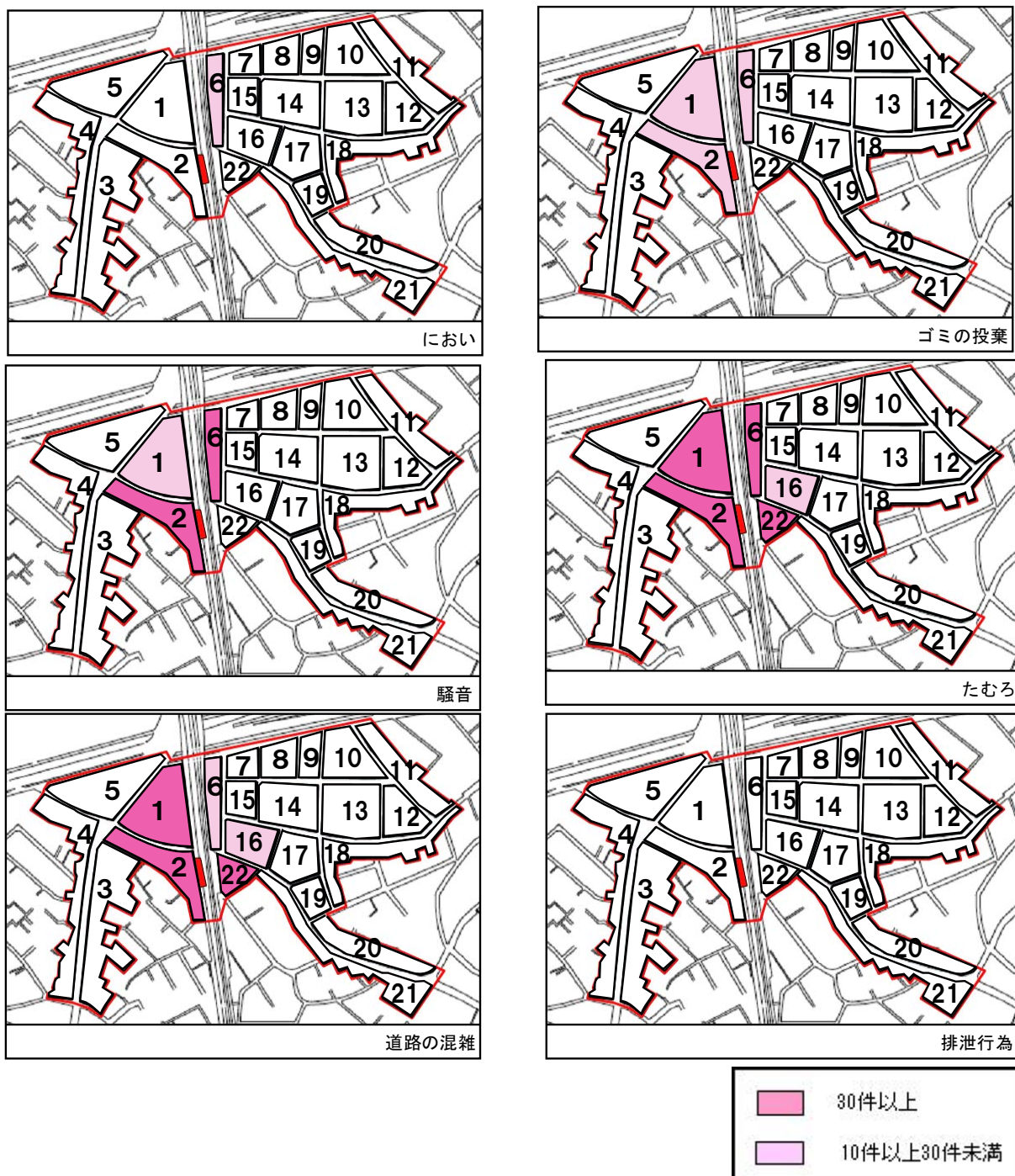


図 2-2-6 迷惑行為の種類別による受けている場所

表 2-2-2 迷惑行為の種類別による受けている場所

単位：件（複数回答有）

	におい	ゴミの投棄	騒音	たむろ	排泄行為	道路の混雑	その他
	n	n	n	n	n	n	n
1街区	9	16	23	36	5	37	6
2街区	9	15	31	75	5	41	5
3街区	1	9	6	7	7	8	1
4街区	1	1	2	3	0	4	1
5街区	2	9	7	6	1	5	0
6街区	12	11	12	31	6	28	2
7街区	6	5	7	6	2	3	0
8街区	4	3	4	4	1	0	1
9街区	2	3	4	1	1	1	1
10街区	1	1	4	1	1	1	1
11街区	0	0	0	0	0	0	0
12街区	0	0	0	0	0	0	0
13街区	2	1	0	0	0	0	0
14街区	5	5	1	3	1	0	0
15街区	4	4	1	5	1	4	1
16街区	2	4	2	14	5	16	2
17街区	2	1	1	0	0	3	1
18街区	0	0	0	0	0	0	0
19街区	0	0	1	1	0	1	1
20街区	0	1	0	0	0	1	1
21街区	0	0	0	2	0	2	0
22街区	3	9	13	65	3	38	4
不明	11	27	24	0	9	24	4
全体	76	125	143	260	48	217	32

「迷惑行為を受けている箇所」は複数回答有り

- ・いずれの行為も駅を中心に多い
- ・特にたむろ及び道路の混雑は駅周辺から河川敷まで断続的に多くなっている
- ・前回調査と比較すると、河川敷に面する区域での迷惑行為が軽減されている

⑥ 今後のバーベキュー利用について

表 2-2-3 今後のバーベキュー利用について

	n	%
全面禁止すべきだ	91	33.0
今後も使用を認めてもよい	185	67.0
不明	3	

表 2-2-4 バーベキュー利用の考え方
(今後もバーベキュー利用を認めても良いと回答した人)

	n	%
バーベキュー場使用者に必要な負担(料金など)を課すべきだ	158	91.4
トイレなど施設整備を充実すべきだ(利用者に負担させるべきではない)	5	2.9
社会実験以前と同様に自由に使用させるべきだ	3	1.7
その他	7	4.0
不明	12	

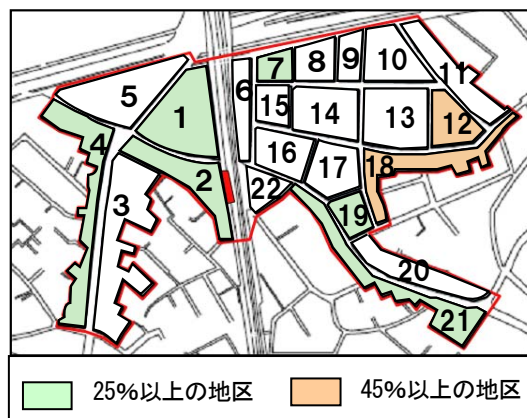


図 2-2-7 居住地別全面禁止と回答した人の割合

- ・全体の 67%が今後の使用を認めてもよいと回答
- ・迷惑行為が顕著であった 1・2 街区だが、全面禁止すべきとの回答はそれぞれ 25%、21%
- ・バーベキュー利用を認めてもよいと回答した人のうち、91%の人がバーベキュー利用者に必要な負担(料金など)を課すべきだと回答

表 2-2-5 社会実験期間中の迷惑行為の変化とバーベキュー利用の考え方

		全体	川崎市域多摩川バーベキュー		
			全面禁止すべきだ	今後もバーベキュー 利用を認めても良い	不明
合計		279 100.0	91 33.0	185 67.0	3
社会実験期間中の 迷惑行為の変化	大幅に改善されている	78 100.0	12 15.6	65 84.4	1
	やや改善されている	131 100.0	45 34.4	86 65.6	0
	変わらない	63 100.0	31 50.8	30 49.2	2
	やや悪化している	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0
	大幅に悪化している	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0
	不明	7	3	4	0

- ・迷惑行為が大幅に改善されたとの回答者のうち 84.4%が、今後もバーベキュー利用を認めてもよいと回答

多摩川河川敷バーベキュー適正利用計画

発 行 : 川崎市

お問い合わせ先 : 建設緑政局緑政部多摩川施策推進課

TEL 044(200)2265 FAX 044(200)7703

E-Mail 53tamasu@city.kawasaki.jp